

いちき串木野市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業内容

【1 訪問型サービス(独自)サービスコード表】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 訪問型サービス費 (独自)11	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1176		
A2	1211	訪問型独自サービス12	イ 訪問型サービス費 (独自)12	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2349	1月 につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13	イ 訪問型サービス費 (独自)13	事業対象者・要支援1・2 (週2回を超える程度)	3727		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	イ 訪問型サービス費 (独自)11	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	日割りの場合 ÷ 30.4日	39	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	イ 訪問型サービス費 (独自)12	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	日割りの場合 ÷ 30.4日	77	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	イ 訪問型サービス費 (独自)13	事業対象者・要支援1・2 (週2回を超える程度)	日割りの場合 ÷ 30.4日	123	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 訪問型サービス費 (独自)21	事業対象者・要支援1・2 (2)生活援助が中心である場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287	
A2	2511	訪問型独自サービス22	ロ 訪問型サービス費 (独自)22		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23	ロ 訪問型サービス費 (独自)23		(二)所要時間45分以上の場合	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ロ 訪問型サービス費 (独自)短時間サー ビス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の 利用者等にサービスを行 う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日 につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回 につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月 につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日 につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1回 につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月 につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日 につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回 につき	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止 措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合		-12	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割りの場合 ÷ 30.4日	-1	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合		-23
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割りの場合 ÷ 30.4日		-1	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合			-37
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割りの場合 ÷ 30.4日	-1	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21			(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		ロ 1月当たりの標準的な 回数を定める場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合		-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		-2	